

日税研(最新租税判例60編纂委員会)御中 法と経済学会(2009.9.1) 補足資料

立教大学法学部 浅妻章如

タイトル:年金受給権と年金／相続税と所得税の課税関係

判決年月日等:福岡高裁平成19年10月25日判決訟月54巻9号2090頁

要旨: 生命保険契約に基づき当該保険の契約者の死亡によって同人の相続人が受け取った年金受給権に相続税が課された上に、当該契約に基づく年金が所得税法9条1項15号に該当せず所得税も課されるとした事例。(95字)

事実の概要

平成8年、X(原告・被控訴人)の夫AがB相互会社との間で、Aを契約者及び被保険者、Xを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約(以下「本件保険契約」)を締結した。保険料はAが支払っていた。保険事故発生時に死亡保険金たる一時金が支払われる他、特約により、年金230万円をXに10年間支払うものとされ、また、年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払(但し10年分を請求した場合は $230万円 \times 8.956 = 2059万8800円$)を請求することができるものとされていた。

平成14年10月28日、A死亡。Xは、死亡保険金4000万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金(以下「年金」)として、平成14年から平成23年まで毎年10月28日に230万円ずつ受け取る権利(以下「本件年金受給権」)を取得した。同年11月8日、死亡保険金及び年金230万円(以下「本件年金」)等から源泉徴収税等を差し引いた4190万2745円の支払をXは受けた。平成15年8月27日、Xは相続税の申告をした。相続財産の中に、本件年金受給権総額2300万円に0.6(相続税法24条1項1号¹)を乗じた1380万円が含まれている。

所得税について、Y(国・被告・控訴人)の処分行政庁たるC税務署長は、本件年金230万円から必要経費たる9万2000円²を差し引いた220万8000円を平成14年におけるXの雑所得と認定し、所得税の更正(以下「本件処分」)を行なった。

本件の争点は、本件年金が相続税法3条1項1号³のみなし相続財産に当たるか否か、所得税

¹ 相続税法24条(定期金に関する権利の評価) 定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次に掲げる金額による。

一 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次に定める割合を乗じて計算した金額。ただし、一年間に受けるべき金額の十五倍を超えることができない。

残存期間が五年以下のもの 百分の七十

残存期間が五年を超え十年以下のもの 百分の六十

残存期間が十年を超え十五年以下のもの 百分の五十

残存期間が十五年を超え二十五年以下のもの 百分の四十

残存期間が二十五年を超え三十五年以下のもの 百分の三十

残存期間が三十五年を超えるもの 百分の二十(後略)

² 原判決に書かれている式を簡略化すると、 $\{\text{払込保険料額} \times \text{年金総額} / (\text{死亡保険金} + \text{年金総額})\} \times 230万 / 2300万 = \{195万1291 \times 2300万 / (4000万 + 2300万)\} \times 0.1$ となる。但しこの式で計算すると7万1238円となり、なぜ9万2000円なのかは不分明。

³ 相続税法3条(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合) 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人(相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。第十五条、第十六条、第十九条の二第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第一項及び第六十三条の場合並びに「第十五条第二項に規定する相続人の数」という場合を除き、以下同じ。)であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみなす。

一 被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約(これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。)の保険金(共済金を含む。以下同じ。)又は損害保険契約(これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。)の保険金(偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。)を取得した場合においては、当該保険金受取人(共済金受取人を含む。以下同じ。)について、当該保険金(次号に掲げる給与及び第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものを除く。)のうち被相続人が負担し

法上の所得に当たるか否か、所得税法9条1項 15号⁴により非課税とされるか否か、である。

原審長崎地判平成18年11月7日訟月54巻9号2110頁は、「相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項 15号によって許されない」(2115頁。判決文引用の頁は訟務月報による)とし、「年金受給権…に対して相続税を課した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法9条1項 15号の趣旨によって許されない」(同頁)として、Xの請求を認容した。Yが控訴した。

判旨

原判決取消、Xの請求を棄却。

「この規定[所得税法9条1項 15号]における相続により取得したものとみなされるものとは、相続税法3条1項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかである。そして、その趣旨に照らすと、所得税法9条1項 15号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。」(2105頁)

「被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」は保険金請求権を意味するものと解される。」(2106頁)

本件の事実によれば、「本件年金受給権は……相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当すると解される。」(同頁)

「本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項 15号所定の非課税所得に該当しないと解される。」(同頁)

解説

1 本判決の意義

被相続人が掛金を負担していた年金を相続人が受ける場合、一時支払として受け取るならば相続税が課されるのみである。他方、年金として毎年受け取ることにした場合、相続開始時に年金受給権に相続税が課され、更に毎年の年金にも所得税が課される、という実務があった。原判決はこれを二重課税として認めなかったが、本判決は従来の実務を支持した。

2 本判決に至る論理の整理

本件の直接の問題は、所得税法9条をどの程度厳格に解釈すべきか、である。本判決自体は所得税法9条を文理に従い厳格に解釈することに拘っているように読める⁵が、そうした厳格な解釈はおかしいというのが原告及び原判決の考えなのであるから、厳格に解すべきというだけでは議論にならない。かつての判例が非課税規定の厳格解釈を説いた⁶からといって、それだけで決め

た保険料(共済掛金を含む。以下同じ。)の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分(後略)

⁴ 所得税法9条(非課税所得)次に掲げる所得については、所得税を課さない。(中略)

十五 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)

⁵ 納税者の二重課税批判に本判決が応答する部分は二重課税であることを否定するものではなく、所得税法9条1項 15号の立法趣旨を度外視するものである。

⁶ 訟月54巻9号2094頁は、①不動産取得税と譲渡担保に関する最判昭和48年11月16日民集27巻10号1333頁、②金属マンガンに関する最判昭和53年7月18日訟月24巻12号2696頁、③死亡保険金に

手になるとも言いがたく、近年の司法が租税法規を柔軟に解釈することもある⁷中で、原判決のように広く解釈することが絶対に許されないとまでは言い切れない。厳格に解すべき、とは別の実質的な理由付けが求められる。そして本件では当事者間の主張を通じて実質的な理由付けについても語られている。

訟務月報の解説(河本哲志)では、税制調査会昭和38年12月6日答申の「被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課される」「一般に資産を相続した際相続税が課され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば被相続人の取得価額を基として所得税が課税されること⁸と同じ問題であって、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えている」という記述を引用しつつ、年金に対し所得税が課されるという解釈を前提として現行所得税法が定められたと論じている(2093-2094頁)。

しかし答申の前者の部分とはもかく後者の部分は本件と直接関連しない。原判決が「[本件年金に係る]支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にある」(2116頁)と論難しているからである⁹。

しかしこの原判決の論理に対して、控訴審において課税庁が見事に論駁している。「例えば、相続により取得した財産が果樹であったような場合…収益還元方式の考え方により…将来…収益(収穫した果実の売却による収入)を、現価…に引き直す…。…果樹には一定の寿命があり…果樹も減価償却資産とされていることに照らすと、当該果樹から得られる収益は、時の経過による当該財産の価値の減少と対応する関係にある…。…果樹が相続税の課税対象となった場合であっても、その後、当該果樹から得られる収益に対し、所得税が課税されることについては異論がない」(2100頁)。実に適格な比喻である。

本判決が課税庁のこの論理を援用しているのか定かでないが、本件年金が非課税所得に当たらないことの論証はこれで充分といえよう¹⁰。

3 本判決で語られなかった第三の取扱

しかし、本件年金が非課税所得に当たらないとしても、税額(本件では還付額)までが正当化される訳ではない。もし本件年金受給権を果樹に、本件年金を果実に喩えるならば、果樹の減価償却費に相当するものを本件年金に対する所得課税の時にも控除することが経済的実体に沿う。包括的所得概念を前提とし経済学的にあるべき課税を探るならば、本件年金受給権が(相続税とい

関する最判平成2年7月17日判時1357号46頁を挙げるが、①は流通税の特殊性が影響している可能性があること、②は非課税規定の解釈よりも信義則の問題の方が重要であったこと、③は「傷害」と「死亡」という相当異なる概念を巡る争いであったことから、これらの判例を以って本件でも厳格に解釈すべきであると論ずる根拠とするのは牽強付会ともいえる。これらの判例は本件の課税庁側の主張でも援用されていない。

⁷ 全く別の規定であるが、法人税法69条:外国税額控除についての解釈について、りそな銀行(旧大和銀行)事件・最三小判昭和55年7月1日民集34巻4号535頁。

⁸ 参照:所得税法60条(贈与等により取得した資産の取得費等) 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)(後略)

⁹ 原判決支持として、高野幸大「判研」ジュリスト1370号249頁(2009);三木義一・税理50巻2号117~121頁2007年2月等。

¹⁰ 本判決支持として、酒井克彦・租税判例研究会2009年1月16日報告;酒井克彦・税務事例39巻7号59頁等。

う名目で課税された後、毎年の本件年金に対する所得課税をするに際し、本件年金受給権の評価額(相続税法 24 条により $230 \text{ 万} \times 10 \times 0.6 = 1380 \text{ 万円}$)を基礎として減価償却費に相当する控除(定額法によるならば 138 万円)を認めるべきである¹¹。

原判決の扱いを第一の取扱、本判決の扱いを第二の取扱と呼ぶとすれば、前段落の扱いを第三の取扱と呼べよう。なお、第三の取扱によっても二重課税は残るが、この二重課税は包括的所得概念が当然に予定している二重課税であり¹²、第三の取扱による二重課税も嫌うならば包括的所得概念を前提としない立法論をするしかなかろう。

第三の取扱は経済学的に正しいというだけであり、現行所得税法の解釈として認められるか定かでない。本件では原告が第三の取扱を主張していなかったようである¹³が、仮に主張していたならば、所得税法 37 条の解釈として必要経費として認められるのか、それとも相続税が課されたことを以って減価償却費の計算の基礎とすることはできないとなるのか(恐らく課税庁はこのように考えているのであろう)¹⁴、という争いとなると思われる。

仮に第三の取扱が現行所得税法の解釈として認められないならば、第一の取扱か第二の取扱かということになるが、第一の取扱では不当に納税者に利益を与えすぎることになるし第二の取扱では不当な二重課税が残ってしまう。

4 租税負担の不利と所得税法 9 条との関係

所得税法 9 条 1 項 15 号が相続税と所得税との二重課税を防ぐ趣旨の規定であることに異論はなからうが、二重課税の関係にあれば所得税法 9 条の趣旨に沿った解釈として非課税所得に当たるとされるべきなのかについては、議論の余地がある。しかし、一口に二重課税といってもその経済的実体には様々なものがある。法的な二重課税と(原判決がというような)実質的・経済的な二重課税との違いがあるだけでなく、経済的に考えただけでも、ストックについての二重課税であるのか¹⁵ストックとフローに対する二重課税であるのか(相続税はストックに対する課税であるが、所得税はストックの増減についてもフローについても課税するものである)という違いもある。前述のように包括的所得概念の下で当然に予定されている二重課税もある。二重課税という語の広さに鑑みれば、二重課税であることは所得税法 9 条に含めることの十分条件であるという論理は成り立たないといえよう¹⁶。所得税法 9 条に含めることが解釈論上許される事態が仮にあるとすればそれは何なのか、は将来に残された課題である¹⁷。

ところで、一時支払を選択したならば 8.956 倍の 2059 万 8800 円となるが、相続税法 24 条により本件年金受給権の現価は毎年の年金の 6 倍の 1380 万円とされている。年複利で割引率を計算

¹¹ 同様の分析として、三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係——金融・法・税務研究センターの開設の挨拶に代えて——」立命館法学 309 号 1 頁(2007.2)(大垣執筆部分); 本間拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する考察—生命保険年金の二重課税問題を中心として—」税研 145 号 113 頁(2009.5)等。

¹² 参照: 浅妻章如「Small Article 相続税等対価なき価値流入に対する課税と所得税との関係についての研究ノート」税研 144 号 97 頁(2009.3)。本件に当てはめたものとして本稿の註 23 参照。

¹³ 本件は訴額が小さいこともあり本人訴訟であったが、そのために第三の取扱についての私法の判断の機会が失われたとすれば、残念である。参照: 品川芳宣「判研」税研 132 号 90 頁(2007)。

¹⁴ また、年金受給権の現価が相続財産に含められるといっても、仮に相続税の基礎控除(15 条)に収まってしまふのであれば現実には課税がないのであるから、現実には課税されていない現価を基に減価償却費類似的控除を認めることに対して違和感が生ずるかもしれない。

¹⁵ 例えば、租税特別措置法 39 条はストックに対する相続課税とストックの増減に対する所得課税との二重課税の調整を図った規定であるが、反対解釈すると、この条文の要件を満たさない場合には二重課税の調整を現行法は予定していないということとなる。

¹⁶ 同旨: 酒井克彦・租税判例研究会 2009 年 1 月 16 日報告。

¹⁷ 相続開始時に一時支払を選択すれば一時支払金は所得税法 9 条に含まれるとされているが、例えば年金受給 4 年目に残額の一時支払を選択した場合もその一時支払金は所得税法 9 条に含まれるのか等の問題が考えられる。

するとすれば¹⁸、前者は年 2.54%¹⁹、後者は年 13.7%²⁰の割引率を想定していることとなり、相続税法 24 条の想定は納税者に有利すぎる²¹。相続税法 24 条による現価計算は、税引前の年金受取額を前提としているとされるが、仮に税引後の年金受取額(相続人に他にどれだけ所得があるかによって変わるが)を基に現価計算をすることも大抵の場合 1380 万円を上回るであろう²²。

とはいえ、一時支払を選択したならば相続課税だけで済むのと比べ、年金払の場合に相続課税・所得課税を両方受けることは、(全てのではないが大方の)相続人にとって不利となる²³。包

¹⁸ 参照:三木・大垣・前掲註 11 の 12-13 頁(大垣)。

¹⁹ 一年間の割引率を r とすると、 $\frac{1}{(1+r)^0} + \frac{1}{(1+r)^1} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots + \frac{1}{(1+r)^9} = \sum_{i=0}^9 \frac{1}{(1+r)^i} = 8.956$ の式となる。なお、三木・大垣・前掲註 11 の 11 頁(大垣)では初項の指数が 1 となっているが、本件年金は相続開始と同日付で支払われているので、初項の指数は 0 である。 $r = 0.0254$ とすると $\sum_{i=0}^9 \frac{1}{1.0254^i} = 8.956$ となる。8.956 は独立当事者間における数字なので、これは市場における実況を反映しているものと見ることができよう。

²⁰ $r = 0.137$ とすると $\sum_{i=0}^9 \frac{1}{1.137^i} = 6.001$ となる。

²¹ 便法と割り切るにしても、なぜ民事法定利率の年 5%を基にせずかように納税者に有利すぎる想定をしたのかは、不分明。立法論としては、本件のように契約当事者間で現価計算の代替となりうる合意がある場合は相続税法 24 条によらないとすべきかもしれないが、契約に記していると相続税法 24 条による計算より不利になることがあるということが(いかに経済的に正しいとはいえ)許容されるのか、という問題も考えられる。

²² 220 万 8000 円の所得に対して毎年例えば 20%の課税がなされるとすると、税引後所得は 176 万 6400 円である。年 2.54%の割引率で計算すると、 $\sum_{i=0}^9 \frac{1766400}{1.0254^i} = 1581$ 万 9605 円である。民事法定利率である 5%を

当てはめても、 $\sum_{i=0}^9 \frac{1766400}{1.05^i} = 1432$ 万 1656 円である。納税者に他に所得がどれだけあるかによるが、毎年の

年金に 20%も課税されるという想定はやや高めの税率の想定であるところ、それを基にした計算と比べても相続税法 24 条による評価は低いことが分かる。毎年 30%の所得税が課されるとし、割引率を年 2.54%とすると

$\sum_{i=0}^9 \frac{1545600}{1.0254^i} = 1384$ 万 2155 円であり、割引率年 5%とすると $\sum_{i=0}^9 \frac{1545600}{1.05^i} = 1253$ 万 1449 円である。

ところで、この註におけるように将来の所得税負担を相続課税の際の財産評価に織り込ませるという扱いを第四の取扱と呼ぶこととすると、実際の納税者の将来の所得税負担を予測するのは困難なのであるから、一般論としては第四の取扱より第三の取扱の方が望ましいといえよう。

²³ 相続税率・所得税率ともに 20%であると仮定すると、一時支払の場合の税額は 2059 万 8800 円 $\times 0.2 = 411$ 万 9760 円となる。年金払の場合、年金受給権が 1380 万円と低く評価されるとしても、相続税額は 1380 万円

$\times 0.2 = 276$ 万円であり、所得税額の現在価値は $\sum_{i=0}^9 \frac{2208000 \times 0.2}{1.0254^i} = 395$ 万 4901 円であるので、合計 671

万 4901 円である。相続財産が多いので相続税率が高くなる一方、相続後の所得額が少ないので所得税率が低くなる場合、例えば相続税率が 30%で所得税率が 10%であるとすると、一時支払の場合の 2059 万 8800 円

$\times 0.3 = 617$ 万 9640 円に対し、年金払の場合の $13800000 \times 0.3 + \sum_{i=0}^9 \frac{2208000 \times 0.1}{1.0254^i} = 4140000 + 1977451$

$= 611$ 万 7451 円の方が低い、ということもありえるが、あまり一般化できる想定ではない。

もっとも、包括的所得概念を前提とすれば、年金払の場合の課税結果を一時支払の場合のと揃えるべきともいえない。年金払に対する第三の取扱では、一時支払の場合より大抵の納税者にとって不利であるからである。第三の取扱と一口にいっても、年金受給権の現価計算にあたり相続税法 24 条の便法によるか契約中の 8.956 倍を借用するか、所得課税に際して被相続人が払った掛金の控除も認めるか否か、といった幾つかのバージョンがありうる。年金受給権の現価計算にあたり契約中の 8.956 倍を借用し、所得課税に際して掛金の控除を認めない、という制度を仮想し、相続税・所得税ともに税率 20%であるとすると、

括的所得概念を前提とすれば年金払の場合に金銭の時間的価値に対する二重課税が生ずることは仕方ない²⁴が、それを勘案しても第二の取扱の相続人にとっての酷さ²⁵は否めない。ここに立法の不備を見出し所得税法9条の解釈を広げることで補う²⁶という原判決のような判断が控訴審における課税庁の論証(果樹と果実の比喻)を上回ると見るか、立法の不備があるとしても本判決のように第二の取扱をそのまま是認するか、という整理となろう。

検討課題： 年金受給権と年金とが果樹(相続課税)と果実(所得課税)との関係にあるという比喻は、所得税法9条1項 15号が相続税と所得税の二重課税を防ぐためにあるという趣旨に基づく拡張的解釈を排斥する理由となるか。(99字)

$$20598800 \times 0.2 + \sum_{i=0}^9 \frac{(2300000 - 2059880) \times 0.2}{1.0254^i} = 4119760 + 430096 = 454 \text{ 万 } 9856 \text{ 円となる。当然ながら、}$$

一時支払の場合と比べ第2項(43万0096円)の分だけ税負担が重くなる。

定額法によらず現在価値計算によって金銭の時間的価値を計算するとすれば、次のようになる。

a	b	c	d	e	f	g
年度	年金収入	年金収入の 現在価値	年金受給権 の現在価値	年金受給権 の減価償却	所得	所得の現在 価値
0	2300000	2300000	20598800	2300000	0	0
1	2300000	2243036.1	18298800	1835285.9	464714.12	453204.59
2	2300000	2187483.1	16463514	1881894.6	418105.42	397651.54
3	2300000	2133305.9	14581619	1929686.9	370313.05	343474.35
4	2300000	2080470.5	12651932	1978693	321306.96	290638.98
5	2300000	2028943.7	10673239	2028943.7	271056.3	239112.16
6	2300000	1978693	8644295.6	2080470.5	219529.49	188861.51
7	2300000	1929686.9	6563825.1	2133305.9	166694.11	139855.42
8	2300000	1881894.6	4430519.2	2187483.1	112516.93	92063.047
9	2300000	1835285.9	2243036.1	2243036.1	56963.876	45454.347

b列は各年度の年金収入であり、c列が各年度の年金収入を第0年度の現在価値に換算したもの、d列は各年度の年金受給権の現在価値である。毎年230万円の年金収入の10年分の第0年度における現在価値は、c0からc9の合計である2059万8800円である(手元の計算機で割引率を年2.54%とすると2059万8444円となってしまうが、割引率年2.539588%とすると2059万8800円となった)。

年金受給権の各年度における現在価値はd列に示したように下がっていく。そこで、e列のような減価償却を観念する。f列は収入であるb列から必要経費であるe列を控除したものであり、第0年度の所得は0、第1年度の所得は46万4714円となる。g列は各年度の所得を第0年度の現在価値に置き換えたものであり、g列を足し合わせると219万0316円となる。

相続開始時に2059万8800円の相続財産があるとして相続税を課しつつ、第0年度から第9年度においても所得課税をすることは、結果的に第0年度に219万0316円の所得ありとして課税することと同じである。所得税率が20%であるとすると、所得税負担の第0年度における現在価値は2190316×0.2=43万8063円となる。この二重課税は包括的所得概念を採用したことによる二重課税(金銭の時間的価値に対する課税)である。

²⁴ 註23の第2段落における43万0096円または最終段落における43万8063円の部分。

²⁵ 註23の第1段落の前半の想定によれば、671万4901円-411万9760円=259万5141円であり、註24の数字より遥かに大きい。

²⁶ 尤も前述のように第一の取扱は第三の取扱と比べて納税者に有利でありすぎるし、射程も別途問題となる。射程について、例えば三木・大垣・前掲註11の8頁(三木)は、原判決を支持しつつ、特許権のような「不確定な将来収益を前提として相続時に評価されているものは対象にならない」と提案するが、将来収益が不確定か本件のように確定的かで扱い変えるべき理由は何なのかという疑問も提起されよう。